

## 錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成25年2月25日（月）午後1時30分から

2、開催場所 錦江町役場本庁2階庁議室

3、出席委員（20人）

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 南園高樹 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 附議事項

議案第40号 農地法第3条許可申請について

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第43号 非農地証明願いについて

議案第44号 平成24年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定について

議案第45号 錦江町農業委員会規程の一部を改正する訓令について

議案第46号 錦江町農業委員会に対する事務委任規則の制定について

- 議 長 | 只今より平成24年度第11回錦江町農業委員会総会を開会いたします。
- | 本日の総会の出席は全員出席であり（欠席者ありの場合；20名中 名で定足数に達しており）、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。
- | それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員を1番近川委員と2番鈴委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
- | 次に事務局から会務報告と説明をお願いします。
- 事務局 | (会務報告と説明)
- 議 長 | 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。
- 全委員 | (発言なし)
- 議 長 | ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。
- | それでは附議事項に入ります。
- | 議案第40号農地法第3条許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 | 議案第40号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。
- | 農地法第3条許可申請受付番号23号の譲渡人はY，IさんKS自治会にお住いの方です。譲渡理由は贈与です。申請地は、
- | 田代川原字下栗山5860-2番、地目は台帳現況ともに田、地積は1,096㎡です。
- | 譲受人は、Y，Kさん54歳でKS自治会にお住まいの方です。
- | 経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については自作地のみ3,636㎡で小作地はありません。
- | 農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。
- | 農業機械の所有状況については、トラクター、耕運機を所有されています。農作業従事については、年間従事できるよう記載があり、農業歴18年の経験があるようです。
- | 農地の全部利用等要件も含めて取得要件を中心に、担当農業委員から調査報告をお願いします。担当調査委員は12番の貫見委員となっています。
- | 次に受付番号24号の譲渡人はY，HさんKS自治会の方です。譲渡理由は規模縮小です。申請地は2筆あります。
- | 1筆目は田代川原字宮前295-1番、地目は台帳現況ともに田、地積は890㎡
- | 2筆目は田代川原字宮前295-3番、地目は台帳現況ともに田、地積は113㎡です。
- | 譲受人は、前号と同じくY，Kさんですので、経営規模等の説明は省略いたします。
- | 譲受理由は、規模拡大です。担当調査委員は前号同様12番貫見委員です。
- | 次に受付番号25号の譲渡人はN，YさんDN自治会の方です。譲渡理由は贈与です。申請地は、
- | 城元字池ノ尾4361-1番、地目は台帳現況ともに畑、地籍は3,697㎡です。
- | 譲受人は、N，Tさん60歳でK市在住の方です。
- | 経営規模は、世帯員1、労働力1、農地の所有については自作地が1,321㎡、小作地が3,585㎡です。
- | 農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積30aは問題ございません。
- | 農業機械の所有状況については、造園業のためトラック、ユニック付きトラック等となっています。農作業従事については、年間従事できるように記載があり、農業歴は30年以上の経験があるようです。担当調査委員は18番安水委員です。

次に受付番号26号の譲渡人は、U， RさんR自治会の方です。譲渡理由は贈与です。申請地は、

城元字宮之字都2095番、地目は台帳現況共に畑、地籍は831㎡です。

譲受人は、H， Kさん72歳でR自治会の方です。

経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有については自作地のみ2,305㎡で小作地はありません。

農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積に問題はありません。

農業機械の所有状況については、トラクター、耕運機となっています。農作業従事については、年間従事できるように記載があり、農業歴は50年以上の経験があるようです。担当調査委員は、15番落司委員です。

次に受付番号27号の譲渡人は、M， KさんA市在住の方です。譲渡理由は規模縮小です。申請地は、

神川字井手ノ河3021-1番、地目は台帳現況共に田、地積は274㎡です。

譲受人は、I， Kさん46歳でKK自治会の方です。

経営規模は、世帯員3、労働力3、農地の所有については自作地が1,346㎡、小作地が1,543㎡で、譲受理由は規模拡大です。農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積に問題はありません。

農業機械の所有状況については、耕耘機、管理機、バインダーとなっています。農作業従事日数については、年間従事できるように記載があり、農業歴は8年となっています。担当調査委員は、19番徳永委員です。

次に受付番号28号の譲渡人は、M， TさんA市在住の方です。譲渡理由は規模縮小です。申請地は、

神川字井手ノ河3021-2番、地目は台帳現況共に田、地積は163㎡です。

譲受人は、I， Kさん46歳でKK自治会の方ですので、経営規模等は前号と同様です。説明は省略いたします。担当調査委員は、前号と同じく19番徳永委員です。

次に受付番号29号の譲渡人は、M， TさんA市在住の方です。譲渡理由は規模縮小です。申請地は、

神川字井手ノ河3022-3番、地目は台帳現況共に田、地積は711㎡です。

譲受人は、T， Mさん62歳でKN自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、農地の所有状況については自作地のみ2,853㎡で小作地はありません。貸付地が3,639㎡となっています。譲受理由は、農地の集積です。農地の取得要件については、錦江町の別に定める下限面積に問題はありません。

農業機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、管理機、米乾燥機となっています。農作業従事日数については、年間従事できるように記載があり、農業歴は6年となっています。担当調査委員は、13番鮫島委員です。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、12番貫見委員から順次調査報告をお願いいたします。初めに貫見委員お願いいたします。

12番  
貫見委員 　報告いたします。2月20日に調査に行っていました。受付番号23号のY， IさんとY， Kさんは親子関係でありまして、贈与ということで問題はないと思います。Y， Kさんは、S組合に勤務されておりまして休みを利用して水田を耕作されています。受付番号24号のY， HさんとY， Kさんはいとこ関係でありまして、去年の11月頃からY， Hさんの方から借りてくれないかということで話があったそうであります。Y， Kさんの土地の近くということでKさんが購入されたということでございます。要件等を含めて適当と思われるので、よろしく申し上げます。ちなみに価格は全部で500,000円だったそうでございます。以上です。

議長 　ありがとうございました。次に安水委員お願いいたします。

18番 安水委員 | 説明をさせていただきます。N、YさんとN、TさんですけれどもYさんはTさんの伯父さんになるということでN、Tさんのお父さんとN、Yさんが兄弟でそのお父さんという方から畑を分け与えるということで話は来ていたんですけれども、名義変更をされてなくて今回地積が入りまして、その時に名義を直すということでN、Tさんが今回を機会に名義を直したいということで、伯父さんのN、Yさんに相談をされまして今回のような状況になったわけでありまして。前回からN、Tさんのお父さんが造園をされておりまして、その後をN、Tさんが使っておりまして今も造園の木を植えてあるんですけれどもそのところを今回の地積で名義変更をするということで今回上がってまいりました。金額の方は一応お兄さんから引き渡したということで、お金はありませんので金銭的には出てきません。以上です。

議長 | ありがとうございます。次に落司委員お願いいたします。

15番 落司委員 | 報告いたします。U、RさんとH、Kさんの件でございますが、これはお父さんのMさんが生前に贈与するという話でございまして話ままとまっていたわけですが死亡されたということで、名義を奥さんのRさんの名義に変えないと贈与ができないということの中で、今回名義が奥さんのRさん変わったということで贈与の関係でH、Kさんの方に贈与するということになりました。年齢的にも70歳以上ということでございましてけれども、息子さんが37歳という方がいらっしゃるという方が主に農業をされているということでございまして。面積的なことでもありますけれども何ら問題はないものと思われまして。以上で終わります。

議長 | ありがとうございます。次に徳永委員お願いいたします。

19番 徳永委員 | 受付番号27号28号について説明いたします。譲渡人のM、KさんTさんは兄弟です。この田んぼの隣が譲受人であるI、Kさんの田んぼです。続きの田んぼになっております。M兄弟の方から斡旋申し出がありましたので、Iさんの方に話をしましたところ購入するという話で成立いたしました。価格の方ですが、反当1,200,000円という前提で交渉をいたしまして、この面積で合計520,000円という内容で契約が成立しております。尚、I、Kさんは兼業農家ですが、お父さんと併せてお父さんは毎日農業をしておられます。Kさんは土曜日曜お父さんと一緒に農業をしておられるという方です。小作地がありますけれども、これは今まで直接契約で耕していた畑ですけれどもそれを今回を機に農業委員会を通じて利用権設定をするという話が決まりまして、その面積を上げさせております。管理の方は、小作地を含めましてよく管理されておりますので何ら問題はないと思われまして。以上です。

議長 | ありがとうございます。次に鮫島委員お願いいたします。

13番 鮫島委員 | はい、報告いたします。この件は先月の総会の折に斡旋に上がってきたものでございます。譲受人のT、Mさんは、皆様ご存じのT委員の奥様でございます。この農地は、これまでK地区親子会の方でK地区親子ふれあいの場としてふれあい農園として活用されていた場所でございます。近年の子供たちの減少に伴いまして親子内の活動というのが今休止ということで、この土地をもう使わないということで、この近くの田んぼをTさんが耕作されておりまして、Tさんの方に買って欲しくないかということであったということでTさんの方で引き受けていただいたということでございまして。また、この次に所有権移転の所でも出てきますけれども、Tさんはこの土地を所有されておりまして、その土地を譲ってこの土地を購入するという農地の集積を図られたということでございまして。Tさんは水稻をはじめ、インゲン等を作っておられ農業に対する意欲や能力は十分備えておられる方です。何ら問題はないと思われまして。よろしくお願いいたします。価格の方は、全部で745,000円ということでございました。一反あたり1,200,000円ということです。

議長 | ありがとうございます。ただ今5人の委員から調査報告がありましたが、質問あるいは異議等はありませんか。

10番 平原委員 | 27号と28号、自作地が違うけれどもこれはなんででしょうか。

事務局 | 27号は当初の自作地で、28号は27号の農地を購入した後の合計面積になっています。

10番 平原委員 | それは理解しますが、まだ議決をされていない中では27号と28号の自作地は同じのままではなくてはいけないのではないのでしょうか。

事務局 | はい、そのとおりです。それでは1,620を1,346に訂正をお願いいたします。

議長 | 議案第40号の議決を行う前に徳永委員の一時退席をお願いいたします。

(退席確認後)

10番 平原委員 | それと29号のTさんの貸付地は、地目は何ですか。

事務局 | 畑です。

3番 東郷委員 | 23号と24号のY, Iさんの自作地とKさんの自作地と面積が同じで3,636という数字がいくつも出てきているけれどもこれは偶然数字が同じになったということなんでしょうか。

事務局 | Y, IさんとKさんは親子ですので、今回は贈与ということですので面積は同じになります。

10番 平原委員 | それで先ほどの件はどうなりますか。規模拡大となるのですか？

4番 木原委員 | それもですが、Tさんは次のページで売っていらっしゃいますよね。これまで農地法上購入した土地を1年以内に手放すのは、農地法上問題があるということですが、売って買うというのはいいのかなと今思ったところです。

議 長 | いままでもこのような事例はあったんですよね。ハウスを作るために田んぼはいるけれども畑はいらぬというようなことが、以前からありましたね。

10番 平原委員 | 規模拡大という名目がおかしいのではないですかね。

事務局 | 畑と田んぼということで農地ということでは一緒なんですけれども、利用状況が変わってきますので畑と田んぼでは。

7番 牧原委員 | 農地法3条だけで見れば規模拡大でいいんですよ。後ろの経営基盤促進法を全く別な項目と考えた場合は。一緒に考えると規模拡大は難しくなるけどまったく別個のものと考えたときに規模拡大でも説明がつくんですよ。

10番 平原委員 | しかしですよ、貸していて規模拡大というのは面積を広げるということですよ。貸しているのに更に面積を広げることが規模拡大となるのかということですよ。

事務局 | 拡大ではなく、農地の集積ということですよ。農地をまとめるということ。結局、農地を増やすということではなくて、農地を集積して経営効率を上げるということですよ。ですから規模拡大ではなく、農地の集積とご理解ください。

事務局 | 議案の説明の都合上、私がここに着任して最初の定例総会で3条の譲渡理由と譲受理由というので規模縮小と規模拡大というのが一般的であるということ指摘を受けまして、それから3条は主に売買が主になりますので、これはもう通常の原因であろうということ。いつも取り扱っておりましたけれども、規模拡大というのいろいろと意味があると思えますので、ただこれを一緒にすることでいろいろ誤解が生じる場合があるようですので今回は農地の集積ということで、ご了承をいただき書面上は出てきませんが会議録の中で修正をしてとどめたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議 長 | 他にありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第40号農地法第3条許可申請について採決します。議案第40号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第40号農地法第3条許可申請については原案のとおり許可することに決定しました。

(徳永委員の着席を確認後)

議 長 | 次に議案第41号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは議案第41号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について説明いたします。

受付番号12号の譲渡人は、T、MさんKN自治会の方です。申請地は、神川字岩下2931-1番、地目は台帳現況ともに田、地積は352㎡

譲受人は、K、HさんKK自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力3、自作地が12,447㎡、小作地が16,350㎡で生産牛の専業農家です。農業機械の所有状況は、トラクター、2tトラック、軽トラック、ショベルローダー、デスクモア等となっています。担当調査委員は、13番鮫島委員です。

議長 | ただ今事務局から説明がありましたが、13番鮫島委員から調査報告をお願いいたします。

13番鮫島委員 | 報告いたします。譲受人のK、Hさんは、K地区において生産牛を大々的に経営されている方であり、農地の利用状況や機械の所有、そして農業に対する意欲や能力等すべての要件を満たしており、何ら問題はないものと思います。尚、認定農家でもあります。金額の方は、全部で380,000円ということですが、以上です。

議長 | ありがとうございます。ただ今、調査報告がありましたが、質問あるいは異議等はありませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第41号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について採決します。議案第41号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第41号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請については原案のとおり許可することに決定しました。

議長 | 次に議案第42号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは議案第42号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について説明いたします。

初めに受付番号375号と376号の貸し人、借り人共に同一ですので続けて説明いたします。2筆の貸し人は、K、TさんM町在住の方です。申請地は、375号が田代麓字井出平3270-1番、現況地目は田、地積は1,822㎡の内1,500㎡

376号は田代麓字井出平3270-3番、現況地目は田、地積は2,512㎡の内2,500㎡で2筆合計4,000㎡です。

貸付期間は、平成25年3月1日から平成30年12月14日まで、小作料は10a当り5,000円です。

借り人は、N組合法人N生産組合M町所在です。経営規模は、構成員8、労働力23、雇用労働力延べ6,072人、自作地が63,120㎡、小作地が29,623㎡で大豆、野菜、飼料等の大規模経営であります。担当調査委員は、1番近川委員です。

次に受付番号377号から380号までの貸し人、借り人も同一ですので続けて説明いたします。4筆の貸し人はO、FさんH自治会の方です。申請地は、377号が田代川原字鎮守ケ尾3015番、現況地目は田、地積は818㎡

378号は田代川原字鎮守ケ尾3021-1番、現況地目は畑、地積は1,647㎡

379号は田代川原字鎮守ケ尾3022-1番、現況地目は畑、地積は1,302㎡

380号は田代川原字鎮守ケ尾3014-2番、現況地目は田、地積は892㎡で4筆合計4,659㎡です。貸付期間は、平成25年3月1日から平成30年12月14日まで、小作料は10a当り5,000円となっています。

借り人は、N組合法人N生産組合M町所在ですが前号と同様ですので、経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号と同じく1番近川委員です。

次に受付番号381号の貸し人は、Y, HさんK自治会の方です。申請地は、馬場字西ノ下870番、現況地目は田、地積は515㎡です。貸付期間は、平成25年4月1日から平成28年12月14日まで、小作料はモチ米30kg2表です。借り人は、H, TさんS自治会の方です。経営規模は世帯員6、労働力3、自作地が17,814㎡、小作地が8,248㎡でインゲン、馬鈴薯を経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、動噴、管理機、イモ堀機等となっています。担当調査委員は、4番木原委員です。

次に受付番号382号と383号の貸し人、借り人は同一ですので続けて説明いたします。2筆の貸し人は、H, AさんH自治会の方です。申請地は、382号が田代麓字小田2544-2番、現況地目は畑、地積は377㎡、383号は田代麓字小田2544-3番、現況地目は畑、地積は829㎡で2筆合計1,206㎡です。貸付期間は、平成25年3月1日から平成35年12月14日まで、小作料は全部で3,000円です。借り人は、I, YさんH自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、自作地のみ15,355㎡で小作地はありません。生産牛を主体に経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、ショベルローダ、ロールベアラー、ラップマシン、モアーとなっています。担当調査委員は、9番樋渡委員です。

次に受付番号384号の貸し人は、K, HさんO自治会の方です。申請地は、田代麓字城ノ脇1877-1番、現況地目は田、地積は1,126㎡です。貸付期間は、平成25年3月1日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で3,000円です。借り人は、T, TさんI自治会の方です。経営規模は世帯員4、労働力2、自作地が6,260㎡、小作地が4,280㎡で水稻を主体に経営されています。農業機械等の所有状況は、トラクター、管理機、ツル払い機となっています。担当調査委員は、前号同様9番樋渡委員です。

次に受付番号385号と386号は、貸し人借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。2筆の貸し人はS, RさんK市在住の方です。申請地は、385号が田代麓字池増925番、現況地目は田、地積は781㎡、386号は田代麓字池増926-1番、現況地目は田、地積は502㎡で2筆合計1,283㎡です。貸付期間は、平成25年3月1日から平成29年12月14日まで、小作料は、10a当り5,000円です。借り人は、S, KさんKM自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力2、雇用労働力4人、自作地は13,105㎡、小作地が78,459㎡で甘藷を主体に幅広く経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、甘藷ハーベスタ、ツル切り機、巻き取り機、2tダンプ、軽トラックとなっています。担当調査委員は、12番貫見委員です。

次に387号の貸し人は、K, TさんNN自治会の方です。申請地は、田代川原字鎮守ヶ迫5940番、現況地目は畑、地積は2,522㎡です。貸付期間は、平成25年3月1日から平成30年12月14日まで、小作料は10a当り8,000円です。借り人は、M, KさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力1、雇用労働力5人、自作地は16,899㎡、小作地が22,322㎡で甘藷、大根を主体に経営に取り組んでおられます。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、トラック、軽トラックとなっています。担当調査委員は、前号同様12番貫見委員です。

次に受付番号388の貸し人はM, NさんS県在住の方です。申請地は、馬場字八木田550番、現況地目は田、地積は793㎡です。貸付期間は、平成25年3月1日から平成29年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありません。借り人は、Y, MさんS自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力2、自作地は6,123㎡、小作地が1,522㎡でインゲン、馬鈴薯を経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、動噴、植え付け機、掘り取り機となっています。担当調査委員は、15番落司委員です。

次に受付番号389号と390号の貸し人、借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。2筆の貸し人は、H、TさんKM自治会の方です。申請地は、389号が馬場字濱射場5765-1番、現況地目は畑、地籍は4,776㎡、390号は馬場字濱射場5765-2番、現況地目は畑、地籍は4,303㎡の内2,903㎡で2筆合計7,679㎡です。

貸付期間は、平成25年3月1日から平成27年12月14日まで、小作料は全部で58,000円です。

借り人は、T、YさんK自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力1、雇用労働力6人、自作地が14,361㎡、小作地は24,610㎡で甘藷を主体に経営されています。農業機械の所有状況はトラクター、コンバインとなっています。担当調査委員は、18番安水委員です。

次に受付番号391号と392号も貸し人、借り人ともに同一ですので続けて説明いたします。2筆の貸し人は、I、TさんKK自治会の方です。申請地は、

391号が神川字井手ノ河3019-1番、現況地目は田、地積は1,166㎡

392号は神川字原田3225番、現況地目は田、地積は1,350㎡で2筆合計2,516㎡です。

貸付期間は、平成25年2月26日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で37,000円です。

借り人は、K、HさんKK自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力3、雇用労働力1人、自作地は12,437㎡、小作地が16,360㎡で飼育牛を主体に幅広く経営されています。農業機械の所有状況は、トラクター、タイヤショベル、ボブキャット、2tダンプ、ローバレーラ、コンバインとなっています。担当調査委員は、19番徳永委員です。

最後に受付番号393号の貸し人は、I、TさんKN自治会の方です。申請地は、

神川字坂ノ上4786-1番、現況地目は畑、地籍は1,543㎡です。

貸付期間は、平成25年2月25日から平成28年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありません。

借り人は、I、KさんKK自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力1、自作のみ1,346㎡で小作地はありません。水稻、人参、野菜等を経営されています。農業機械の所有状況は、耕耘機、バインダー、管理機となっています。担当調査委員は、前号と同じく19番徳永委員です。

議長 | それでは、ただ今事務局から説明がありましたとおり、近川委員から順次調査報告をお願いいたします。

1番  
近川委員 | 報告いたします。375号から380号までの借り人は、同一の農業生産法人N生産組合でございますので、説明をいたします。ここはいつも説明しておりますが、JセンターといってOダムの所にあります。主にここに書いてありますように大豆、野菜、飼料作物を中心に経営されておりますが、機械等もあらゆる機械が十分そろっております。農地の利用もよく手入れされております。意欲と能力も十分ございまして、すべての条件を満たしておりますので、何ら問題はないかと思っております。終わります。

議長 | ありがとうございました。次に木原委員報告をお願いいたします。

4番  
木原委員 | この案件につきましては、現在の耕作者がですね馬鈴薯を植えておりまして、収穫後もう作らないので借りてを見つけてくれないかということで相談を受けまして、隣接地を耕作されておりましたHさんの方に相談をして、成立したものです。Hさんにつきましては、認定農家でもありますし、大規模農家であり利用権設定の要件はすべて満たしておると思っておりますので、よろしくをお願いいたします。小作料金については、今までもち米を30kg2俵もらっていたので、それにしてほしいという貸し手側の要望で決まったものです。以上です。

議長 | ありがとうございました。次に樋渡委員報告をお願いいたします。

9番  
樋渡委員 | はい。382号と383号について、この畑はですね十数年耕作されないで管理だけはされていたんですが、H、Aさんという方は高齢で管理もできなくなったということでIさんに耕作してもらえないだろうかということで今回、Iさんの方で作りたいということでそれとIさんは、認定農家でもあり他にも田んぼ畑を十分管理されております。畜産農家なんです、管理は充分されております。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。それから384号のこの件は、昨年までK、Hさんという方が水稲を作っていたんですが、今年になって体調を壊されてできなくなったということで、T、Tさんという方が規模拡大をしたいということで今は甘藷とショウガを作っております。まだまだ土地がほしいという話を聞いておりましたので、相談したところ引き受けてもらいました。今は機械等も徐々に揃えております。何ら問題はないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 | ありがとうございます。次に貫見委員報告をお願ひいたします。

12番  
貫見委員 | 受付番号385号と386号の借り人はS、Kさんでございます。Sさんは甘藷の専業農家です。この農地は昨年8月に幹旋に上がってきた分でございます、Sさんが同じ地区内に耕作をされておりますので、ここも作っていただけということで今回契約をするということに至りました。Sさんは取得要件等につきましては、すべてクリアーしていると思われまますので何ら問題はないものと思われまます。

387号の借り人のM、Kさんは、たばこ耕作を止められまして現在、園芸をされております。この隣接地にも同じKさんの土地を契約をしておられまして、隣接地ということで今回もここを契約をしていただきました。取得要件につきましてもMさんは、すべて満たしていると思われまますので、何ら問題はないものと思われまます。終わります。

議 長 | ありがとうございます。次に落司委員報告をお願ひいたします。

15番  
落司委員 | Y、Mさんでございますが、M、Nさんの田んぼが水田ではありますが水が入り込んで、あまりできないということでいろいろ探しておりましたけれども水引が悪く誰も作る人がいないということで、ずっと探していましたがYさんが管理をするだけでよいのであれば作ってもよいということで本人に話をしましたところ、管理をしていただけるのであればお金はいらぬという形で契約をさせていただきました。Yさんにつきましては、世帯員の労働力も雇用労働力もあり、田んぼ畑も十分管理されておりますので何ら問題はないものと思われまます。以上で終わります。

議 長 | ありがとうございます。次に安水委員報告をお願ひいたします。

18番  
安水委員 | 389号と390号の借り人のT、Y君なんですけれども認定農家でもございまして、甘藷を主体に大規模農家でございます。この件につきましては、継続なんです更新の期間が少し伸びてしまいましたので、新規にしたんですけれども物件的には継続です。それとT、Y君の借りている畑、自作地すべて管理されておりますので何ら問題はないと思われまますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 | ありがとうございます。最後に徳永委員報告をお願ひいたします。

19番  
徳永委員 | 391号と392号のI、Tさんの田んぼですがK、Hさんと今まで直接契約で過去5年間ぐらい作っておられた田んぼです。Iさんは体調を壊されて入院をされましたので、先を考えてこの際賃貸借契約を結びたいと申し出がありまして、改めて新規として契約を結ぶことになりました。K、Hさんは、ご存じのとおり畜産農家で認定農家でありまして自分の持っている土地、借りている土地すべてよく管理されておりますので問題はないと思われまます。

393号のI、Tさんの土地ですが、I、Kさんお父さんの方が直接契約で耕作をされていたところなんですけれども今回、I、Kさんの名前で契約を結びたいということで、場所は少し山に入るものですから使用貸借で行きたいとの合意で小作料金は、無料になっております。Iさんの方はお父さんと一緒にされておりますけれども先ほど売買の所で話しましたとおりよく管理をされておりますので、問題はないと思われまます。以上です。

議 長 | ありがとうございます。ただ今7人の委員から調査報告がありましたが、375号から393号までについて、質問異議等はないかお諮りします。ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 異議なしと認めます。お諮りします。議案第42号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について採決します。議案第42号は原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 なし。

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第42号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に議案第43号非農地証明願いについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第43号非農地証明願いについて説明いたします。

受付番号2号の申請人は、A、YさんK市在住の方です。申請地は3筆あります。

1筆目は、田代麓字久木野5189番、地目は台帳畑、現況山林、地積は766㎡

2筆目は、田代麓字久木野5189-1番、地目は台帳畑、現況山林、地積は2,036㎡

3筆目は、田代麓字久木野5189-3番、地目は台帳畑、現況山林、地積は1,090㎡です。

現況図は資料11ページに提示してありますので、ご覧下さい。担当調査委員は3番東郷委員です。

議 長 それでは、東郷委員から調査報告をお願いいたします。

3番 東郷委員 ご報告申し上げます。去る20日の日に事務局3人と会長と私と現地を見に行きましたけれども現地は昔の農道みたいなのところがあったようですが、杉も大きくなって家を作れるほどになり、また孟宗竹も茂っており農地に戻せるような状態ではないと思いました。農道跡とみられるところも誰も利用したような跡もなかったため皆でもう農地に戻すことは無理であるということを確認いたしましたので報告いたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今東郷委員より調査報告がありましたが、この件について質問、異議等はありませんか。

事務局 補足説明でよろしいでしょうか。Kなんですけどアジサイロードに入るところがあるのですが、そこを歩いていただいてアジサイロードに入ってからH農園さんの畜産場です。牛舎があるところです。牛舎の所からもう少し先に行ったところで全体が山林化しているところです。

全委員 なし。

議 長 異議なしと認めます。お諮りします。議案第43号非農地証明願いについては、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

全委員 なし。

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第43号非農地証明願いについては、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

(休憩終了)

議 長 休憩を閉じて、議事を再開いたします。休憩前に続き議案第44号平成24年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第44号平成24年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定について説明いたします。

この件につきましては、昨年8月から委員の皆様方に町内全域を調査していただきました農地利用状況調査が終了し、その結果が集約されましたので皆様に説明をし、内容を確認いただき非農地の判定をお願いいたします。資料は別に配布してありますのでご覧ください。（以下説明後、各担当ごとにしばらく確認をしてもらう。時間を設定）

議 長 それでは、ただ今説明がありましたとおり各委員毎にしばらくの間、確認をお願いいたします。

議 長 それでは、よろしいでしょうか。ただ今確認いただいた中で、間違い、修正あるいは再確認が必要な農地等はございませんでしょうか。

全委員 なし。

議 長 異議なしと認めます。お諮りします。議案第44号平成24年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定については、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第44号平成24年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定については原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 | 次に議案第45号錦江町農業委員会規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第45号錦江町農業委員会規程の一部を改正する訓令について説明いたします。この件につきましては、錦江町の農業委員会の規程の中において会長、事務局長の専決事項、事務局の事務分掌等が明確に記載がなされていなかったために今回、規定の一部を改正するものであります。内容については、資料の17ページをご覧ください。（以下、新旧対照表を主体に説明を実施）一応、皆様方の今日の審議を受け議決を受けましたら、これを総務課ひいては町長に上げて、決定になれば4月1日から正式に運用になるということがあります。

議 長 | ただ今、説明がありました。議案第45号錦江町農業委員会規程の一部を改正する訓令について質問、異議等はございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第45号錦江町農業委員会規程の一部を改正する訓令については、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第45号錦江町農業委員会規程の一部を改正する訓令については原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 | 次に議案第46号錦江町農業委員会に対する事務委任規則の制定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第46号錦江町農業委員会に対する事務委任規則の制定について説明いたします。資料は22ページから24ページまでになります。これは今現在、農地法の第3条を本庁の農業委員会で許可までするという運用しておりますが、これは事務委任を受けて3条については本町で許可をして、そのままお知らせをし許可証を発行するということでありますけれども、今現在農地法第4条第5条については、ここで審議をしてその結果を県に進達をしたうえで、今度は県知事が最終的に許可をして該当者に許可証を発行するという手続きになっておりますけれども、国県等の権限移譲の関係で4条5条の許可の事務を市町村に委任するということが本格的に25年度から始まります。錦江町も早速25年度から委任を受けるということで手を挙げましてその準備のために事務局の方で、熊本等に研修にも行っております。その結果を受けてですね4月から早速4条5条について錦江町で許可の権限の委任を受けるという形で進めるための今回の規則の制定であります。内容は詳細ごらんいただきたいと思っておりますけれども、まず23ページの制定理由の所をご覧くださいますと今説明したことが簡単に文章で書いてありますが、農地法第4条及び第5条に基づく農地転用の許可、農業会議への意見聴取等の事務について、鹿児島県事務処理の特例に関する条例により平成25年4月1日から錦江町の事務とされるため、この事務を執行する錦江町農業委員会へ事務を委任したいため今回の規則を制定するということです。これで今説明しました県から町長に委任をされますので、更にそれが町執行部から農業委員会へ委任をするためにこの規則を定めるということでもあります。以下、資料の(1)から(16)まで委任をする内容が書いてありますけれどもこれはもう逐一説明は致しません。詳細は、ご覧いただきたいと思っております。一番メリットを受けるのは、町民の方々ですので、大体1か月から2か月ぐらい早く事務処理ができるということになると思っておりますので、そういう意味では4条5条で言いますと許可の期間が短くなるということでもあります。

議 長 | ただ今、事務局から詳しく説明がありましたがこの件について、質問異議等はございませんか。

10番  
平原委員 | ここで審議をすれば県へは送らなくていいということですね。

事務局 | 県に送らないというか、今は4条5条の関係は県の本課へ意見書を送って、県の本課の方が今度は農業会議が実施する諮問会議に出していたんです。それを県の本課を省いた形になって農業会議に直接、町から出すということ。その分今まで期間を要していたのが短縮されるということになります。

10番 平原委員 | | ということは、4月から定例会を20日に変更するということはそういう関係でなったと  
いうことですか。

事務局 | | そうです。農業会議の諮問会議というのが大体毎月26日を前後して実施されるんです  
が、書類の提出というのが当日の午前10時までに提出されなければならないということに  
なっています。10時までに提出するためには、その日に直接持っていかなければなりませ  
んので、25日に定例会を開催しても書類を整理して提出するまでに時間が不足しますので  
ということで余裕をもって20日に定例総会を変更するということにしました。

議 長 | | 他に異議等はありませんか。

全委員 | | なし。

議 長 | | 異議なしと認めます。お諮りします。議案第46号錦江町農業委員会に対する事務委任規  
則の制定については、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全委員 | | なし。

議 長 | | 異議なしと認めます。したがいまして、議案第46号錦江町農業委員会に対する事務委任  
規則の制定については原案のとおり承認することに決定しました。

| | 以上で平成24年度第11回錦江町農業委員会定例総会の附議事項を終了いたします。

会長

1 番

2 番

議事録調整者 折久木まり子